

職員

制度上の枠組み

総社市の当面の対応方針（案）

○陽性の場合



療養期間中（発症から10日間程度）
は自宅待機

○市職員
療養期間中は自宅待機

○濃厚接触者の場合



- 原則
 - ・経過観察中（7日間）は自宅待機
 - 例外
 - ・医療関係者：毎日検査により勤務継続可
 - ・エッセンシャルワーカー：
 - 検査1～2回を経て4～5日間の待機へ短縮
- ※PCR検査または抗原定性検査キットの検査

○市職員
経過観察中は自宅待機

※ ただし消防職員は、業務継続のため
必要が生じた場合は、医療関係者として
毎日検査しつつ勤務を継続

○職員の子どもが学級閉鎖
の対象で自宅待機の場合



（子の保護者について、制度上の制限は無し）

※総社市では、陽性者が確認された学級について
学級閉鎖等により4日間のこどもの経過観察を実施

○市職員
当面の間、期間中は自宅待機

※ ただし、消防職員・幼稚園・認定こ
ども園の職員については、業務継続の
ため必要が生じた場合には、健康管理
シートで毎日厳重な健康管理をした上
で特に気をつけながら勤務を継続